

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	包括外部監査事務			事業コード	1662
所属コード	124000	課等名	行政経営課	係名	
課長名	山本 英朝	担当者名	及川 隆	内線番号	3841
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要 (旧総合計画体系における位置づけ)

総合計画 体系 (旧)	施策の柱	信頼される質の高い行政	コード	8
	施策	計画的で効率的な行政運営の推進	コード	2
	基本事業	公正な行政事務の確保	コード	4
予算費目名 (H26)	一般会計 2 款 1 項 6 目 自治体経営推進事務 (013-02)			
特記事項 (H26)				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	16 年度～	
根拠法令等 (H26)	地方自治法及び盛岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例			

(2) 事務事業の概要

外部監査人が、監査委員が行う財務監査の中から自ら選定した事件に関して、事務執行の合理性、費用対効果や組織の合理化等の観点から監査を行うもので、市は監査結果に関する報告書の提出を受け、その中で指摘を受けた事項について、措置計画を立て、適切な改善措置を行う。

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

平成 9 年の地方自治法の改正により、外部監査制度が導入され、本市においては監査制度を補完し、行政運営の一層の公正性の確保を図りつつ、行財政構造改革を推進していくため、平成 16 年 3 月議会において、「盛岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例」制定の議決がなされ、平成 16 年度から導入することとなった。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3) からどう変化したか。

「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方 (平成 22 年 6 月 22 日・総務省)」の中で、現行の監査委員制度、外部監査制度について、廃止を含め、ゼロベースで大胆に制度を見直すこととなっており、今後大きな見直しも想定され、その見直しに合わせて市の監査制度も見直しが求められる。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が、何が対象か)

A 市の全施策

事業費	①国	千円	0	0	0		
	②県	千円	0	0	0		
	③地方債	千円	0	0	0		
	④一般財源	千円	9,000	9,000	9,000	9,258	9,258
	⑤その他()	千円	0	0	0		
	A 小計 ①～⑤	千円	9,000	9,000	9,000	9,258	9,258
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	300	300	300	300	300
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
計	トータルコスト A+B	千円	10,200	10,200	10,200	10,458	10,458
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

市全体の事務を対象とする監査委員監査を補完する包括外部監査を実施することにより、コンプライアンス（法令遵守）を推進するとともに、また外部監査人の提言により効率的な行政運営につながり、上位の基本事業（公正な行政事務の確保）の目的に結びついている。

② 市の関与の妥当性

法定事務であり、市が公費で行う事業として妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務であることから、現状の対象で妥当である。

④ 廃止・休止の影響

法定事務につき、廃止・休止することはできない。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

監査の視点や着眼点を変更することにより、新たな包括外部監査の指摘や提言が想定され、若干の成果向上が期待できる。

(3) 公平性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

特定の受益者は存在しない。

(4) 効率性評価

約900万円という外部監査委託契約額は中核市の中で最も安価であり、さらに減額することは、監査の精度を低下させる恐れがあり好ましくない。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	信頼される市政の確立	コード	104
	小施策（推進項目）	公正な行政事務の確保	コード	104-3

(2) 改革改善の方向性

- ・ 監査委員監査での指摘との重複を排除するよう事前調整を行い、監査機能の有機的連携を図る必要がある。
- ・ 監査人が円滑に監査事務を執れるよう、監査対象部署との調整や実地検査時における適切な資料提供を行う必要がある。
- ・ 監査の結果、指摘された事項に対する措置状況について、必要により状況把握するとともに、速やかに対応するよう指導していく。
- ・ 包括外部監査人の選定方法について、現在は公認会計士資格を有する者を指定しているが、より広範な視点での包括外部監査を期待し、弁護士資格を有する者を対象に追加することを検討する。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

- ・ 監査の指摘事項は監査人の意思により決定することになるが、中間において監査人及び監査対象部署から情報収集し、必要に応じ監査課とも協議の上、監査人と調整を図る。
- ・ 監査対象部署に対して、的確な受検体制を整えるよう指導するとともに、監査人と計画的な業務処理を実現するように協議していく。
- ・ 措置計画策定後、対応が十分といえない項目がある。外部監査の目的を理解の上、計画の目標（ゴール）を明確にした取組をするよう、所管課と協議を進める。
- ・ 包括外部監査人の選定に際し、公認会計士に加え弁護士も対象とした場合、厳しい財政状況の折、外部監査委託契約額の増額は困難であることから、弁護士会等の理解・協力を得る必要がある。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

2年目の外部監査人だったが、保健所業務のテーマについて積極的に監査に取り組み、的確な指摘等を得た。今後、指摘等に対する取組により改善につなげることが必要である。

また、25年度以前の監査テーマについては、着実に措置が進められているが、措置計画の目標が所管課において共有されていない事例も見受けられ、引き続き所管課に対して速やかな対応を求めている。

平成27年度の監査においても、幅広く専門的な視点から、監査委員監査では得られないような監査結果が得られるよう、監査課との連携を図ることとする。